

# 業務及び財産の状況に関する説明書

【平成 29 年 3 月期】

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 に基づき、全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するため作成したものです。

株式会社マネーパートナーズ

I 金融商品取引業者の概況及び組織に関する事項

1. 商号

株式会社マネーパートナーズ

2. 登録年月日及び登録番号

(1) 登録年月日

平成20年9月10日

(2) 登録番号

関東財務局長(金商)第2028号

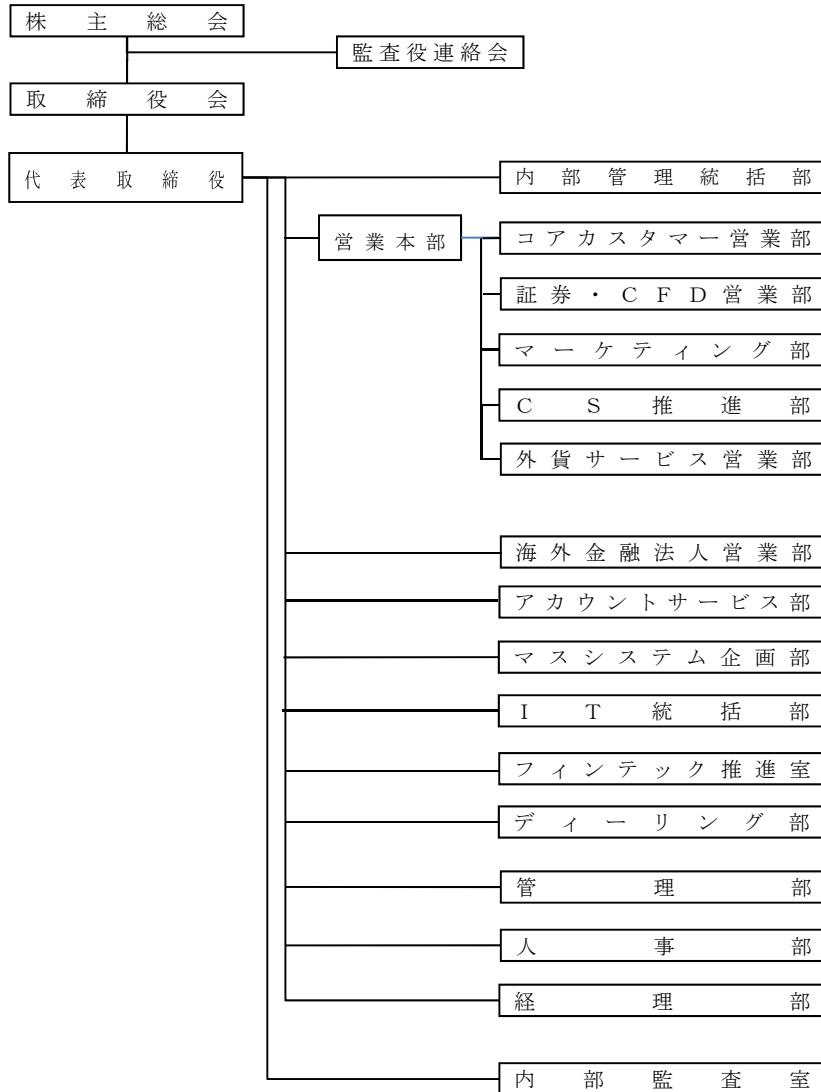
3. 沿革及び経営の組織

(1) 沿革

年 月	沿 革
平成20年 5月	マネーパートナーズ分割準備株式会社設立
9月	金融商品取引業者登録(登録番号: 関東財務局長(金商)第2028号)
10月	吸収分割の方法により、金融商品取引業等に関する全事業を株式会社マネーパートナーズ(10月1日付をもって商号を株式会社マネーパートナーズグループに変更)から承継し、商号をマネーパートナーズ分割準備株式会社から株式会社マネーパートナーズに変更
平成21年 6月	第二種金融商品取引業の追加登録
7月	大阪取引所に開設された取引所外国為替取引市場(愛称: 大証FX)においてマーケットメイカーとしての業務を開始
平成22年 7月	有価証券の新規買付取扱い開始
平成23年 1月	商品先物取引業の許可を受ける
3月	外貨の成田受取サービス開始
8月	CFD-metals取引開始
平成24年 3月	外貨両替・受取サービスに「英ポンド」「スイスフラン」の2通貨を追加
7月	外貨両替・受取サービス、関西国際空港にてサービス開始
平成25年 7月	外貨両替・受取サービス、羽田空港及び中部国際空港(セントレア)にてサービス開始
平成26年 4月	新サービス「かんたんトレナビ」開始
6月	新サービス「外貨引受サービス」開始
6月	外貨両替・受取サービスに「韓国ウォン」追加
9月	海外専用のトラベルプリペイドカード「マネパカード」開始
10月	大阪取引所の取引所外国為替取引市場(愛称: 大証FX)の休止に伴いマーケットメイカーとしての業務を終了
11月	第二種金融商品取引業の廃止
平成27年 3月	外貨両替・受取サービスに「中国元」追加
4月	スワップポイントのみの受取サービスを開始
平成28年 1月	ホームページにビットコインの参考レートの表示を追加
3月	大和ネクスト銀行との提携カード「DAIWA SMART DEPOSIT」の提供を開始
5月	マネパカードの国内利用サービス開始
12月	本社移転

(2) 経営の組織 (平成29年3月31日現在)

【組織図】



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	氏名又は名称	保有株式数 (株)	総株主等の議決権に 占める保有株式に係 る議決権の数の割合 (%)
1	株式会社マネーパートナーズグループ	62,000	100.00

5. 役員の名（平成 29 年 3 月 31 日現在）

役職名	氏名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	奥山 泰全	有	常勤
常務取締役	白水 克紀	無	常勤
常務取締役	頭本 光雄	無	常勤
取締役	福島 秀治	無	常勤
取締役内部管理統括責任者	佐藤 直広	無	常勤
取締役	中西 典彦	無	常勤
取締役	上山 文利	無	常勤
取締役	村瀬 真	無	常勤
取締役	山下 哲史	無	常勤
取締役	佐藤 義仁	無	常勤
監査役	安齋 一雄	無	常勤
監査役	鈴木 隆	無	非常勤
監査役	澤 昭人	無	非常勤

(注) 1. 常勤監査役安齋一雄氏及び監査役鈴木隆氏、監査役澤昭人氏は、社外監査役であります。

2. 監査役澤昭人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 政令で定める使用人の氏名（平成 29 年 3 月 31 日現在）

金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名

氏名	役職名
佐々木 周一	内部管理統括部長・内部管理統括補助責任者

7. 業務の種別

金融商品取引業

第一種金融商品取引業

- ・金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務
- ・金融商品取引法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務
- ・金融商品取引法第28条第1項第5号に掲げる行為に係る業務

金融商品取引業付随業務

外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理、その他これに付随する業務

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

本社事務所 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー33階

9. 他に行っている事業の種類

商品先物取引業

資金移動業

他の事業者の業務に関する広告又は宣伝

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

(1) 第一種金融商品取引業務

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）との間で第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

(2) 特定投資助言・代理業務

該当事項はありません。

(3) 投資運用業

該当事項はありません。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

(1) 加入する金融商品取引業協会

日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

(2) 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

該当事項はありません。

12. 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号

該当事項はありません。

13. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

## II 金融商品取引業者の業務の状況に関する事項

### 1. 直近の事業年度における業務の概要

当会計年度における我が国経済は、当初弱さがみられたものの、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。企業部門においては、輸出は前年同期と比べ減少しているものの持ち直しつつあり、企業収益は改善しています。一方、家計部門においては、雇用情勢は着実に改善しつつあり、個人消費は持ち直しの動きが継続しました。先行きについては、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかに回復していくことが期待されます。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があります。外国為替市場において、米ドル/円相場は、期首は1ドル=112円台半ばで取引が始まり、4月28日の日銀政策決定会合で金融政策の現状維持が決定されると円買いが進み、5月3日には105円台半ばをつけました。その後も、6月24日の英国のEU離脱を問う国民投票日当日には相場が乱高下する局面はありましたが、ドル安円高の流れは変わらず、7月8日には100円丁度の水準をつけました。その後、米国経済指標の良好な結果や、参議院選挙における与党の大勝等による日経平均株価の大幅な回復からドルが買われましたが、29日に開催された日銀金融政策決定会合での決定内容が事前予想の範囲内のものにとどまると再びドル安円高の流れとなり、8月16日には99円台半ばの安値をつけました。その後は、日米の金融政策に対する思惑が交錯する中、方向感に乏しい相場展開となり、100円近辺から104円台後半にかけてのレンジで相場が推移しました。しかし、10月に入ると米国長期金利の上昇を背景にドルが買われ、更に11月9日の米国大統領選挙においてトランプ候補が勝利するとトランプ次期大統領の経済政策に対する期待感から米国金利・株価の上昇等を伴う急ピッチなドル高円安が進展し、12月15日には118円台後半をつけました。しかしその後は、それまでの急ピッチなドル高の反動やトランプ次期大統領への米国経済・財政政策に対する不透明感の台頭とともにドル安円高に転じ、2月7日には111円台半ばをつけました。その後、トランプ新政権の経済・財政政策に対する思惑や英国の強硬なEU離脱（ハードブレグジット）に対する懸念等を巡り方向感に乏しい相場状況の中、111円台半ばから115円台前半にかけてのレンジでの推移となりましたが、3月に入りトランプ政権の政策実現能力に対する懐疑的な見方の台頭から値を下げ、3月27日には110円台前半をつけた後、111円台後半で期末を迎えました。また、米ドル/円以外の主要な取扱い通貨である欧州・オセアニア通貨については、期首から6月の英国国民投票にかけては概ね円に対して弱い動きで推移し、その後12月にかけて円に対して強い動きを経た後、期末に向けて方向感に乏しい相場推移となりました。また、各通貨全体としての変動率は、期首から7月までは6月の英国国民投票をテーマに変動率の高い推移となった一方、8月以降は米国大統領選挙のあった11月を除き低い変動率で推移しました。このような状況の中、当社は、幅広い顧客層の基盤拡充のため、複数の外貨に対応し世界中のマスターカード加盟店で利用可能なプリペイドカードである「Manepa Card」（マネパカード）について、日本国内での円決済での利用が可能となる機能の追加を行い同サービスの商品性を高めるとともに、マネパカードの知名度向上のためのプロモーション活動に取り組みました。また、外国為替証拠金取引をはじめとする顧客専用のポータルサイトに各種データのダウンロード機能を集約したほか、PC・タブレット向けの取引ツールである「クイック発注ボード」やスマートフォン向け取引ツール「HyperSpeed Touch」「HyperSpeed Touch nano」の機能改善を数次にわたって実施するなど、顧客利便性の向上を図りました。この他、ビットコインをはじめとする仮想通貨について、資本・業務提携の実施や平成29年4月1日より施行された「改正資金決済法」「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」に基づく仮想通貨交換業者の登録申請準備等、将来の取扱いに向けての取り組みを実施いたしました。

これらの結果、当会計年度の外国為替取引高は9,317億通貨単位（前期比4.3%減）となりました。また、当

会計年度末の顧客口座数は296,861口座（前期末比21,323口座増）、顧客預り証拠金は60,325百万円（同0.9%増）、有価証券による預り資産額は6,294百万円（同50.4%増）となりました。

また、当会計年度の営業収益は、前期と比べ外国為替取引高が減少したものの、外国為替証拠金取引の取引高当たり収益性の向上等により前期並みの5,862百万円（前期比3.0%減）となりました。一方、外国為替相場の不測の変動に備えての金融費用の増加、また、マネパカードの発行枚数の増加等に伴う販売費・一般管理費の増加に伴い営業利益は1,018百万円（同26.6%減）、経常利益は1,044百万円（同26.1%減）、当期純利益は697百万円（同24.2%減）となりました。

## 2. 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標

### （1）経営成績等の推移

（単位：百万円）

	第7期	第8期	第9期
資本金	3,100	3,100	3,100
発行済株式数	62,000株	62,000株	62,000株
営業収益	5,312	6,045	5,862
受入手数料	23	68	109
委託手数料	4	3	2
その他の受入手数料	18	64	107
トレーディング損益	5,275	5,962	5,731
その他のトレーディング損益	5,275	5,962	5,731
金融収益	13	14	21
純営業収益	5,236	5,950	5,714
経常利益	1,114	1,412	1,044
当期純利益	695	920	697

### （2）有価証券の売買の状況

（単位：百万円）

区 分	第7期	第8期	第9期
委 託	6,627	4,959	3,545
自 己	—	—	—
計	6,627	4,959	3,545

## (3) 自己資本規制比率

(単位：百万円)

		第7期	第8期	第9期
基本的項目 (A)		9,153	9,796	10,284
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等	—	—	—
	金融商品取引責任準備金等	0	0	0
	一般貸倒引当金	0	5	2
	長期劣後債務	—	—	—
	短期劣後債務	—	—	—
	計	0	6	3
控除資産 (C)		2,487	4,117	4,347
固定化されていない自己資本(A)+(B)-(C) (D)		6,666	5,685	5,940
リスク相当額	市場リスク相当額	13	8	27
	取引先リスク相当額	111	233	255
	基礎的リスク相当額	954	1,037	1,131
	計	1,079	1,279	1,414
自己資本規制比率 (D)/(E)×100		617.6%	444.4%	419.9%

## (4) 使用人及び外務員の総数

使用人	第7期	第8期	第9期
総数	69名	67名	67名
うち外務員	37名	40名	40名



Ⅲ 金融商品取引業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第8期	第9期
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
	金 額	金 額
( 資 産 の 部 )		
流 動 資 産	75,429	76,285
現 金 ・ 預 金	10,873	12,181
預 託 金	41,632	43,310
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	13,672	11,355
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	13,672	11,355
約 定 見 返 勘 定	145	360
短 期 差 入 保 証 金	8,346	7,919
前 払 金	2	4
前 払 費 用	122	272
未 収 入 金	122	238
未 収 収 益	239	347
繰 延 税 金 資 産	43	21
そ の 他 の 流 動 資 産	233	277
貸 倒 引 当 金	△5	△2
固 定 資 産	1,501	1,517
有形固定資産	248	468
建 物	15	210
器 具 ・ 備 品	28	66
リ ー ス 資 産 ( 有 形 )	204	190
無形固定資産	630	642
ソ フ ト ウ ェ ア	367	340
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	2	217
リ ー ス 資 産 ( 無 形 )	260	84
投資その他の資産	623	406
出 資 金	2	2
長 期 差 入 保 証 金	373	159
長 期 前 払 費 用	202	184
繰 延 税 金 資 産	41	56
そ の 他	5	4
貸 倒 引 当 金	△1	—
資 産 合 計	76,930	77,803

(単位：百万円)

科 目	第8期	第9期
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
	金 額	金 額
( 負 債 の 部 )		
流 動 負 債	66,764	67,284
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	1,524	1,324
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	1,524	1,324
約 定 見 返 勘 定	269	213
預 り 金	1,415	2,630
受 入 保 証 金	59,769	60,325
短 期 借 入 金	1,700	1,000
リ ー ス 債 務	218	130
前 受 収 益	5	78
未 払 金	438	247
未 払 費 用	1,251	1,262
未 払 法 人 税 等	125	39
賞 与 引 当 金	46	32
固 定 負 債	251	155
リ ー ス 債 務	251	147
役 員 株 式 給 付 引 当 金	—	8
特 別 法 上 の 準 備 金	0	0
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	0	0
負 債 合 計	67,016	67,440
( 純 資 産 の 部 )		
株 主 資 本	9,914	10,363
資 本 金	3,100	3,100
利 益 剰 余 金	6,814	7,263
利 益 準 備 金	225	250
そ の 他 利 益 剰 余 金	6,589	7,012
繰 越 利 益 剰 余 金	6,589	7,012
純 資 産 合 計	9,914	10,363
負 債 ・ 純 資 産 合 計	76,930	77,803

## (2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第8期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)		第9期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	
	金 額		金 額	
営 業 収 益		6,045		5,862
受 入 手 数 料	68		109	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	5,962		5,731	
金 融 収 益	14		21	
金 融 費 用		95		147
純 営 業 収 益		5,950		5,714
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		4,561		4,695
取 引 関 係 費	1,244		1,300	
人 件 費	621		658	
不 動 産 関 係 費	634		642	
事 務 費	1,545		1,548	
減 価 償 却 費	382		401	
租 税 公 課	94		104	
貸 倒 引 当 金 繰 入 れ	5		—	
そ の 他	32		39	
営 業 利 益		1,388		1,018
営 業 外 収 益		80		83
営 業 外 費 用		57		58
経 常 利 益		1,412		1,044
特 別 利 益		—		0
金融商品取引責任準備金戻入	—		0	
特 別 損 失		11		20
固 定 資 産 除 却 損	0		6	
本 社 移 転 費 用	11		14	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,400		1,023
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	526		318	
法 人 税 等 調 整 額	△46	479	7	326
当 期 純 利 益		920		697

## (3) 株主資本等変動計算書

第8期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金				
当期首残高	3,100	192	6,036	6,228	9,328	9,328
当期変動額						
剰余金の配当	—	33	△367	△334	△334	△334
当期純利益	—	—	920	920	920	920
当期変動額合計	—	33	552	586	586	586
当期末残高	3,100	225	6,589	6,814	9,914	9,914

第9期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金				
当期首残高	3,100	225	6,589	6,814	9,914	9,914
当期変動額						
剰余金の配当	—	24	△273	△248	△248	△248
当期純利益	—	—	697	697	697	697
当期変動額合計	—	24	423	448	448	448
当期末残高	3,100	250	7,012	7,263	10,363	10,363

(4) 注記事項

第8期	第9期
<p>当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）並びに同規則第118条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業經理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。</p> <p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブの評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ 時価法を採用しております。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>③リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。</p>	<p>当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）並びに同規則第118条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業經理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。</p> <p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法（ただし、建物及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同左</p> <p>③リース資産</p> <p>同左</p> <p>(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>②賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>③役員株式給付引当金</p> <p>株式交付規程に基づき当社の取締役への親会社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。</p>

第 8 期	第 9 期
<p>③金融商品取引責任準備金</p> <p>有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した金額を計上しております。</p> <p>(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>②連結納税制度の適用</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p> <p>③顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益勘定に計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を貸借対照表上のトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定（資産）に、評価損相当額をトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定（負債）にそれぞれ計上しております。</p> <p>また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託（顧客区分管理信託）により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は貸借対照表上の預託金勘定に計上し、収益は金融収益勘定に計上した上で事業年度末において未収のものは貸借対照表上の未収収益勘定に計上しております。</p> <p>④カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益勘定に計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする</p>	<p>④金融商品取引責任準備金</p> <p>同左</p> <p>(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①消費税等の会計処理</p> <p>同左</p> <p>②連結納税制度の適用</p> <p>同左</p> <p>③顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>同左</p> <p>④カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>同左</p>

第 8 期	第 9 期
<p>全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらをカウンターパーティ毎に合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上のトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定に計上しております。</p> <p>また、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引は毎営業日ロールオーバー（ポジションの決済及びポジションの持ち越しのための新規建て直し）されておりますので、評価損益は実質的には当事業年度末におけるロールオーバーによる新規建値と直物為替相場との差額をもって算定しております。</p> <hr/> <p>2. 貸借対照表に関する注記</p> <p>(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務</p> <p>当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾契約に基づく極度額を10,000百万円とする債務保証に対する担保として、現金・預金（定期預金）2,500百万円を差し入れております。当期末におけるこの担保に係る被保証債務残高は146百万円であります。この他、同契約に基づき、顧客区分管理信託契約に係る信託受益権に対し当該金融機関を質権者とする質権を設定しております。</p>	<p>2. 会計方針の変更に関する注記</p> <p>(減価償却方法の変更)</p> <p>当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15百万円増加しております。</p> <p>3. 貸借対照表に関する注記</p> <p>(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務</p> <p>当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾契約に基づく極度額を13,000百万円とする債務保証に対する担保として、現金・預金（定期預金）3,250百万円を差し入れております。当期末におけるこの担保に係る被保証債務残高は21百万円であります。この他、同契約に基づき、顧客区分管理信託契約に係る信託受益権に対し当該金融機関を質権者とする質権を設定しております。</p>

第 8 期	第 9 期																																				
(2) 有形固定資産の減価償却累計額 406 百万円	(2) 有形固定資産の減価償却累計額 233 百万円																																				
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務																																				
短期金銭債権 0 百万円	短期金銭債権 0 百万円																																				
短期金銭債務 292 百万円	短期金銭債務 136 百万円																																				
(4) 差入を受けている有価証券の時価は次のとおりであります。	(4) 差入を受けている有価証券の時価は次のとおりであります。																																				
差入を受けている有価証券	差入を受けている有価証券																																				
受入保証金代用有価証券 4,037 百万円	受入保証金代用有価証券 6,119 百万円																																				
(5) 特別法上の準備金及び計上を規定した法令の条項	(5) 特別法上の準備金及び計上を規定した法令の条項																																				
金融商品取引責任準備金 0 百万円	金融商品取引責任準備金 0 百万円																																				
金融商品取引法第 46 条の 5 及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条	金融商品取引法第 46 条の 5 及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条																																				
3. 損益計算書に関する注記	4. 損益計算書に関する注記																																				
関係会社との取引高	関係会社との取引高																																				
営業取引による取引高	営業取引による取引高																																				
営業費用 521 百万円	営業費用 557 百万円																																				
営業取引以外の取引による取引高 36 百万円	営業取引以外の取引による取引高 37 百万円																																				
4. 株主資本等変動計算書に関する注記	5. 株主資本等変動計算書に関する注記																																				
(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数	(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数																																				
普通株式 62,000 株	普通株式 62,000 株																																				
(2) 配当に関する事項	(2) 配当に関する事項																																				
①配当金支払額	①配当金支払額																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当の総額 (百万円)</th> <th>1株当たり配当額 (円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年 6 月 13 日 定時株主総会</td> <td>普通 株式</td> <td>175</td> <td>2,830</td> <td>平成 27 年 3 月 31 日</td> <td>平成 27 年 6 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 10 月 30 日 取締役会</td> <td>普通 株式</td> <td>158</td> <td>2,560</td> <td>平成 27 年 9 月 30 日</td> <td>平成 27 年 12 月 4 日</td> </tr> </tbody> </table>	決議	株式の種類	配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	平成 27 年 6 月 13 日 定時株主総会	普通 株式	175	2,830	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 15 日	平成 27 年 10 月 30 日 取締役会	普通 株式	158	2,560	平成 27 年 9 月 30 日	平成 27 年 12 月 4 日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当の総額 (百万円)</th> <th>1株当たり配当額 (円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年 6 月 18 日 定時株主総会</td> <td>普通 株式</td> <td>117</td> <td>1,900</td> <td>平成 28 年 3 月 31 日</td> <td>平成 28 年 6 月 20 日</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 10 月 28 日 取締役会</td> <td>普通 株式</td> <td>130</td> <td>2,110</td> <td>平成 28 年 9 月 30 日</td> <td>平成 28 年 12 月 5 日</td> </tr> </tbody> </table>	決議	株式の種類	配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	平成 28 年 6 月 18 日 定時株主総会	普通 株式	117	1,900	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 20 日	平成 28 年 10 月 28 日 取締役会	普通 株式	130	2,110	平成 28 年 9 月 30 日	平成 28 年 12 月 5 日
決議	株式の種類	配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日																																
平成 27 年 6 月 13 日 定時株主総会	普通 株式	175	2,830	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 15 日																																
平成 27 年 10 月 30 日 取締役会	普通 株式	158	2,560	平成 27 年 9 月 30 日	平成 27 年 12 月 4 日																																
決議	株式の種類	配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日																																
平成 28 年 6 月 18 日 定時株主総会	普通 株式	117	1,900	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 20 日																																
平成 28 年 10 月 28 日 取締役会	普通 株式	130	2,110	平成 28 年 9 月 30 日	平成 28 年 12 月 5 日																																
②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発 生日が翌期となるもの	②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発 生日が翌期となるもの																																				



第8期

平成28年6月18日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・配当金の総額	117百万円
・1株当たり配当額	1,900円
・基準日	平成28年3月31日
・効力発生日	平成28年6月20日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

第9期

平成29年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・配当金の総額	78百万円
・1株当たり配当額	1,270円
・基準日	平成29年3月31日
・効力発生日	平成29年6月19日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	25百万円
貸倒引当金	1百万円
賞与引当金	14百万円
未払金	25百万円
資産除去債務	6百万円
その他	<u>12百万円</u>
繰延税金資産合計	85百万円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、デリバティブ取引である外国為替証拠金取引の取扱いを主たる事業としております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	9百万円
賞与引当金	9百万円
未払金	44百万円
資産除去債務	1百万円
役員株式給付引当金	2百万円
その他	<u>13百万円</u>
繰延税金資産小計	80百万円
評価性引当額	<u>△2百万円</u>
繰延税金資産合計	77百万円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

同左

第8期

顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引は、当社が顧客等に対して提示する為替レートに対してインターネットを通じて行われる注文を受け付け、受諾することにより成立します。当社は、これに伴う為替ポジションにより生じる為替変動リスクをヘッジするため、社内規程に基づき銀行、証券会社等のカウンターパーティに対してカバー取引を実施し、外国為替証拠金取引における為替ポジションの偏りを通貨ペア毎にゼロとするよう管理しております。

この事業を行うために必要な資金の調達は、主に銀行借入によっており、その他、カウンターパーティとの間のカバー取引に必要な差入保証金の一部を、金融機関との支払承諾契約に基づく保証状によって代用しております。

また、資金の運用は、流動性預金をはじめとする短期の預金等に限定しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

顧客等もしくはカウンターパーティとの外国為替証拠金取引の評価損益であるトレーディング商品(デリバティブ取引)は、先物取引の契約不履行に係る信用リスクに晒されております。また、カウンターパーティ等を相手方とする外国為替証拠金取引の未授受の決済差金である約定見返勘定並びに主に顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引から生じる未収スワップである未収収益は、決済の履行に係る信用リスクに晒されております。更に、現金・預金や主に顧客からの預り資産を区分管理するための金銭信託である預託金並びにカバー取引を行うためにカウンターパーティに差し入れている短期差入保証金は取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。

現金・預金、トレーディング商品(デリバティブ取引)、約定見返勘定、未収収益、預託金及び短期差入保証金に加え、外国為替証拠金取引に関する顧客等からの預り証拠金である受入保証金及び主に顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引から生じる未払スワップである未払費用は、外貨建の資産・負債を含んでおり、為替の変動リスクに晒されております。また、リース債務及び短期借入金は、主に金利の変動リスクに晒されております。

預り金、受入保証金、リース債務、未払金、未払費用、短期借入金及び負債に計上される約定見返勘定は、流動性リスクに晒されております。

第9期

②金融商品の内容及びそのリスク

同左

第 8 期	第 9 期
<p>デリバティブ取引については、評価損益に係る信用リスクや為替変動リスクに加えて、取引自体が為替ポジションを構成しており、これらは為替変動リスクに晒されております。</p> <p>③金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>当社は、金融商品に係るリスクの管理を、金融商品取引法第 46 条の 6 に定める自己資本規制比率の管理を基礎として実施しております。このため、信用リスク（取引先リスク）及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第 178 条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」（平成 19 年金融庁告示第 59 号）に基づき、毎営業日これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しております。また、リスク相当額については、社内規程においてこれらの限度枠を設定しており、財務担当部門は毎営業日リスク相当額を算出し、これが限度枠内に収まっていることを経営企画部門担当取締役へ報告するとともに、毎月末の自己資本規制比率の状況を取締役会に報告することにより管理を行っております。</p> <p>一方、資金調達に係る流動性リスクについては、毎営業日のカウンターパーティとの差金決済を含めたカバー取引必要証拠金の状況及び顧客区分管理信託の元本追加／解約の状況を財務部門担当取締役へ報告するとともに、これらの 1 ヶ月間の推移や資金借入等の状況をリスク管理会議や取締役会に報告することにより管理を行っております。</p> <p>また、個々のリスク管理の取組状況等の詳細は、以下のとおりであります。</p> <p>( i ) 信用リスクの管理</p> <p>当社は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に伴う信用リスクを管理するために、自動ロスカット制度を採用しております。これは、外国為替証拠金取引から生じる為替ポジションの評価損益であるトレーディング商品（デリバティブ取引）、未収もしくは未払のスワップである未収収益もしくは未払費用と預り証拠金である受入保証金を顧客毎に管理し、顧客の損失等により顧客が保有する為替ポジションに対してこれらの純額が一定の水準を下回ると自動的に為替ポジションを成り行き決済により清算するものであり、この制度により顧客に対する信用リスクが生じる可能性の低減を図って</p>	<p>③金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p> <p>( i ) 信用リスクの管理</p> <p>同左</p>

第8期	第9期
<p>おります。</p> <p>カバー取引に伴うトレーディング商品(デリバティブ取引)、約定見返勘定、短期差入保証金及びデリバティブ取引に係るカウンターパーティの信用リスクに対しては、一定の格付けを有する等の基準によりカウンターパーティを慎重に選定するとともに、信用状況等の変化をモニタリングすることによって管理を行っております。また、カバー取引を行うにあたって、差入保証金の一部を金融機関からの保証状で代用することにより、現金による差入保証金の金額を抑制し、信用リスクの低減を図っております。更に、カウンターパーティの信用状況に起因する出来事によりカバー取引を実施できない事態が発生するリスクを回避するために、カウンターパーティを複数選定することにより、信用リスクの分散を図っております。</p> <p>この他、長期差入保証金については、一定の格付けを有する先を差入先として選定し、相手方の信用状況等をモニタリングすることにより、信用リスクの管理を行っており、預金取引をはじめとする金融機関の信用リスクに対しては、資金の運用を短期間のものに限定することや取引金融機関の分散によりリスクの低減を図っております。</p> <p>(ii) 市場リスク（為替変動リスク）の管理</p> <p>当社の主たる業務である外国為替証拠金取引においては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションを、カウンターパーティとの間で行うカバー取引によってヘッジすることにより、為替変動リスクの管理を行っております。カバー取引によるヘッジは、社内規程に基づき実施され、毎営業日の最終時点での会社全体の為替ポジションの偏りをゼロとすることを義務付け、会社全体及びカバー取引実施担当者毎に一時的に保有できる為替ポジションの数量等に制限をかけることにより為替変動リスクの低減を図っております。また、これらの制限について、上記のリスク相当額の算出を通じての管理のほか、取引システムを通じてリアルタイムのモニタリングを実施しており、取引結果についても、カウンターパーティとの決済差金や残高の確認等を通じて二重のチェックを実施しております。</p>	<p>(ii) 市場リスク（為替変動リスク）の管理</p> <p>当社の主たる業務である外国為替証拠金取引においては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションを、カウンターパーティとの間で行うカバー取引によってヘッジすることにより、為替変動リスクの管理を行っております。カバー取引によるヘッジは、社内規程に基づき実施され、毎営業日の最終時点での会社全体の為替ポジションの偏りをゼロとすることを義務付け、会社全体及びカバー取引実施担当者毎に一時的に保有できる為替ポジションの数量等に制限をかけることにより為替変動リスクの低減を図っております。また、これらの制限について、上記のリスク相当額の算出を通じての管理のほか、取引システムを通じてリアルタイムのモニタリングを実施しており、取引結果についても、カウンターパーティとの決済差金や残高の確認等を通じて二重のチェックを実施しております。</p>

第8期	第9期
<p>デリバティブ取引以外の、外貨建資産・負債の為替変動リスクについては、財務担当部門が日次で会社全体の為替ポジションをモニタリングした上で、両替等の取引を通じてポジションの偏りを一定の範囲に収めるよう管理しております。</p> <p>なお、為替変動リスクに係るリスク相当額は、為替変動リスクに晒されている全ての資産、負債、デリバティブ取引について通貨ごとのネット・ポジションを算出し、その他のすべてのリスク変数を一定と仮定し、外国為替相場が対円で8%当社グループに対して不利に変動した場合の損失額として算出しており、当事業年度末における額は6百万円であります。</p> <p>この他、短期借入金の金利変動リスクについては、借入の期間を短期間に限定することによりリスクの管理を行っております。</p> <p>(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当社は、外国為替証拠金取引を行うにあたっての流動性リスクに対応するため、金融機関から借入の限度枠の設定を受けることにより一時的な資金需要への余力を確保するほか、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うにあたって必要となる差入保証金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく保証状により代用することによって、手許流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。</p> <p>④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。</p> <p>「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	<p>デリバティブ取引以外の、外貨建資産・負債の為替変動リスクについては、財務担当部門が日次で会社全体の為替ポジションをモニタリングした上で、両替等の取引を通じてポジションの偏りを一定の範囲に収めるよう管理しております。</p> <p>なお、為替変動リスクに係るリスク相当額は、為替変動リスクに晒されている全ての資産、負債、デリバティブ取引について通貨ごとのネット・ポジションを算出し、その他のすべてのリスク変数を一定と仮定し、外国為替相場が対円で8%当社グループに対して不利に変動した場合の損失額として算出しており、当事業年度末における額は23百万円であります。</p> <p>この他、短期借入金の金利変動リスクについては、借入の期間を短期間に限定することによりリスクの管理を行っております。</p> <p>(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p style="text-align: right;">同左</p>

第8期

第9期

2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	10,873	10,873	—
(2) 預託金	41,632	41,632	—
(3) 約定見返勘定	145	145	—
(4) 短期差入保証金	8,346	8,346	—
(5) 未収収益	239	239	—
資産計	61,237	61,237	—
(1) 約定見返勘定	269	269	—
(2) 預り金	1,415	1,415	—
(3) 受入保証金	59,769	59,769	—
(4) 短期借入金	1,700	1,700	—
(5) 未払費用	1,251	1,251	—
負債計	64,406	64,406	—
デリバティブ取引 (*1)	12,148	12,148	—

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、貸借対照表へは、トレーディング商品（デリバティブ取引）（資産勘定）に正味の債権 13,672 百万円を、トレーディング商品（デリバティブ取引）（負債勘定）に正味の債務 1,524 百万円を計上しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 約定見返勘定、(4) 短期差入保証金、(5) 未収収益

これらは、満期のないものもしくは短期のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 約定見返勘定、(2) 預り金、(3) 受入保証金、(4) 短期借入金、(5) 未払費用

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	12,181	12,181	—
(2) 預託金	43,310	43,310	—
(3) 約定見返勘定	360	360	—
(4) 短期差入保証金	7,919	7,919	—
(5) 未収収益	347	347	—
資産計	64,119	64,119	—
(1) 約定見返勘定	213	213	—
(2) 預り金	2,630	2,630	—
(3) 受入保証金	60,325	60,325	—
(4) 短期借入金	1,000	1,000	—
(5) 未払費用	1,262	1,262	—
負債計	65,431	65,431	—
デリバティブ取引 (*1)	10,030	10,030	—

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、貸借対照表へは、トレーディング商品（デリバティブ取引）（資産勘定）に正味の債権 11,355 百万円を、トレーディング商品（デリバティブ取引）（負債勘定）に正味の債務 1,324 百万円を計上しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 約定見返勘定、(4) 短期差入保証金、(5) 未収収益

これらは、満期のないものもしくは短期のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 約定見返勘定、(2) 預り金、(3) 受入保証金、(4) 短期借入金、(5) 未払費用

第8期

これらは、満期のないものもしくは短期のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

取引の種類	契約額等		時価等		評価損益 (百万円)
	うち1年超 (百万円)	時価ベース の想定元本 (百万円) (*2)	評価額 (百万円)		
外国為替証拠金取引					
売建	225,854	—	217,268	9,586	9,586
買建	214,685	—	217,268	2,582	2,582
合計	—	—	—	12,169	12,169

(\*1) 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

(\*2) 時価ベースの想定元本は、外貨建の契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額であります。

② ヘッジ会計が適用されているもの

該当するものはありません。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)
現金・預金	10,873	—
預託金	41,632	—
約定見返勘定	145	—
短期差入保証金	8,346	—
未収収益	239	—
合計	61,237	—

第9期

これらは、満期のないものもしくは短期のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

取引の種類	契約額等		時価等		評価損益 (百万円)
	うち1年超 (百万円)	時価ベース の想定元本 (百万円) (*2)	評価額 (百万円)		
外国為替証拠金取引					
売建	215,202	—	206,818	8,384	8,384
買建	205,081	—	206,818	1,736	1,736
合計	—	—	—	10,121	10,121

(\*1) 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

(\*2) 時価ベースの想定元本は、外貨建の契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額であります。

② ヘッジ会計が適用されているもの

該当するものはありません。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)
現金・預金	12,181	—
預託金	43,310	—
約定見返勘定	360	—
短期差入保証金	7,919	—
未収収益	347	—
合計	64,119	—

第8期

第9期

7 関連当事者との取引に関する注記

8 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社マ ネーパート ナーズグル ープ	被所有 直接 100.0%	諸設備の 利用 経営指導 役員の兼任	事務所及び 設備等の賃 貸 連結納税支 払予定額 経営指導料 の支払 被保証債務 (注3)	36 — 521 10,000	未収収益 前受収益 未払金 未払費用 —	0 2 241 47 —

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社マ ネーパート ナーズグル ープ	被所有 直接 100.0%	諸設備の 利用 経営指導 役員の兼任	事務所及び 設備等の賃 貸 連結納税支 払予定額 経営指導料 の支払 被保証債務 (注3)	37 — 557 13,000	未収収益 前受収益 未払金 未払費用 —	0 2 80 51 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 被保証債務は、当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾に対して連帯保証を受けているものであります。なお、当該連帯保証に係る保証料等の支払はありません。また、取引金額は極度額を記載しております。

- (注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 被保証債務は、当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾に対して連帯保証を受けているものであります。なお、当該連帯保証に係る保証料等の支払はありません。また、取引金額は極度額を記載しております。

(2) 兄弟会社等

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	株式会社マ ネーパートナ ーズリユーシ ョンズ	なし	諸設備の 利用 ソフトウェアの 開発委託 役員の兼任	事務所及び 設備等の賃 貸 システム開発委 託及び保守	40 1,156	未収収益 前受収益 未払金 未払費用	1 2 55 71

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	株式会社マ ネーパートナ ーズリユーシ ョンズ	なし	諸設備の 利用 ソフトウェアの 開発委託 役員の兼任	事務所及び 設備等の賃 貸 システム開発委 託及び保守	39 1,225	未収収益 前受収益 未払金 未払費用	0 2 73 69

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

- (注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 159,912円93銭
- (2) 1株当たり当期純利益 14,842円98銭

- (1) 1株当たり純資産額 167,146円70銭
- (2) 1株当たり当期純利益 11,243円77銭



## 2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(単位：百万円)

借入先の氏名又は名称	第8期 (平成28年3月31日)	第9期 (平成29年3月31日)
短期借入金		
東京証券信用組合	700	-
東京短資株式会社	1,000	1,000

## 3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

## 4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

## 5. 財務諸表に関する監査法人等による監査の有無

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツより監査を受けております。

## IV 管理の状況

### 1. 内部管理の状況の概要

#### (1) 内部管理の状況

当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を含む各種規程を網羅的に整備しており、各役職員が責任と権限を持って適正に業務を遂行しております。また、社長直属の組織として内部監査室を設置し内部牽制機能を強化しております。業務、組織、制度監査を中心に半期に1度定期的な内部監査を実施し内部統制システムの充実に努めております。

また、当社は、親会社である株式会社マネーパートナーズグループが原則毎週1回開催するグループ各社取締役で構成するグループ経営会議において、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を行っております。更に、常設会議体としてコンプライアンス会議及びリスク管理会議を設置し月に1回以上開催しており、企業統治や法令遵守状況及びリスク管理の実態監視、危険防止のための社内啓蒙活動等につき情報共有を行い問題点への対策を協議しております。このほか、社外弁護士より適宜リスク対応等の助言を受けております。

(2) お客様からの苦情等

お客様からの相談及び苦情につきましては、コールセンター及びお客さま相談室において対応しております。当社に対するお客様のご意見、ご相談又は苦情につきましては、以下の問い合わせ窓口を設置しております。

【お問い合わせ窓口】

コールセンター

受付時間：月曜日7：00 から23：00 火曜日から金曜日7：30から23：00

受付方法：電話（0120-860-894）またはEメール（info@moneypartners.co.jp）

お客様相談室

受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）9：00 から17：00

受付方法：電話（03-4540-3811）

2. 分別管理等の状況

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

① 顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

項 目	第8期	第9期
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	165	178
期末日現在の顧客分別金信託額	240	250
期末日現在の顧客分別金必要額	168	171

② 有価証券の分別管理の状況

イ 保護預り等有価証券

有価証券の種類	第8期 (平成28年3月31日)		第9期 (平成29年3月31日)	
	国内有価証券	外国有価証券	国内有価証券	外国有価証券
株 券	190千株	一千株	334千株	一千株
債 券	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円
受益証券	0百万口	一百万口	0百万口	一百万口
新株予約権証券	一千個	一千個	一千個	一千個

ロ 受入保証金代用有価証券

該当事項はありません。

ハ 管理の状況

管理場所及び国名	管理方法	区 分	第8期 (平成28年3月31日)		第9期 (平成29年3月31日)	
			数・額面金額	単 位	数・額面金額	単 位
(株)証券保管振替機構 日本国	混蔵 管理	株 券	190	千株	334	千株
		債 券	—	百万円	—	百万円
		受益証券	0	百万口	0	百万口
		新株予約権 証券	—	千個	—	千個

③ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る分別管理の状況

該当事項はありません。

(2) 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況

① 商品顧客区分管理信託の状況

該当事項はありません。

① 有価証券の区分管理の状況

該当事項はありません。

(3) 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況

① 法第43条の3第1項の規定に基づく区分管理の状況

	管理の方法	当期末残高	前期末残高	内 訳
金 銭	金 銭 信 託	30,000百万円	20,800百万円	みずほ信託銀行(株)
	金 銭 信 託	10,510百万円	18,107百万円	(株)三井住友銀行
有 価 証 券 等	第三者による管理 (株券)	5,839千株	5,248千株	(株)証券保管振替機構
	第三者による管理 (受益証券)	0百万円	0百万円	(株)証券保管振替機構

② 法第43条の3第2項の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はありません。

V 連結子会社等の状況に関する事項

該当事項はありません。

以上